



流教ス第70号
令和4年1月14日

流山市生涯学習審議会
会長 土屋 薫 様

流山市教育委員会



東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール
開放及び東部公民館駐車場の拡張について(諮問)

流山市生涯学習審議会条例(平成20年3月24日条例第6号)第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の御意見をいただく旨を諮詢します。

記

1 訒問内容

「東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について」貴審議会の意見を求めるものです。

2 訒問理由

東部市民プールは、市民の健全なる身体の増進と健康的な生活の向上を図ることを目的として、昭和58(1983)年に建設され、長年にわたり市民の皆さまから親しまれてきた一方、年々利用者数が減少するとともに、建設後38年が経過し、老朽化対策として、これまでにプール槽やプールサイドの塗装などの改修を行ってきました。

令和3年度には、ろ過機が故障したことから、急遽プールの開放を中止し、代替として近隣の東小学校のプールを開放することで対応しました。

また、東部市民プールに隣接する東部公民館では、駐車場不足が顕在化しており、その解決も求められているところです。

このような状況を踏まえ、今後の東部地域におけるプールのあり方や課題の解決に向けて、市として、方針を検討することになったものです。